高知県長岡郡本山町瓜生野
字井口　二六六番一　一号
二六六番六　二号
二四〇番　三号及び四号
二五九番一　五号及び六号
ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県長岡郡本山町瓜生野
字中野谷　二三五番四
二三五番八
二三五番一〇
二四〇番
二四九番二及び二四九番三
字井口　二五〇番
二五三番から二五五番まで
二五六番一から二五六番三まで
二五六番八及び二五六番九
二五六番一一
二五八番
二五九番一
字西谷　二六三番一から二六三番三まで
二六四番
二六五番一及び二六五番二
九二三番及び九二四番
三(一)　砂防法第二条の土地の表示に関する事項
吉野川（下中切地区）
(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷（一般県道大川土佐線を除く。）
高知県土佐郡大川村中切
字蟻宮　四一番及び四二番
四三番一及び四三番二
四四番から四九番まで
五〇番一から五〇番三まで
五一番及び五二番
五二一番一及び五二一番二
五二三番一及び五二三番二
五三番一から五三番五まで
字ホオノクボ　五三一番二
五三一番五
五三二番一
五三二番三から五三二番六まで
字野地
五三三番一
五三五番
五四番一から五四番三まで
五五番及び五六番
五七番一から五七番四まで
五八番から六〇番まで
六一番一から六一番四まで
六二番一から六二番三まで
六三番一から六三番四まで
六四番及び六五番
六六番一及び六六番二
六七番から七〇番まで
七一番一及び七一番二
七二番
七五番一及び七五番二
七六番及び七七番
七九番及び八〇番
八一番一及び八一番二
八二番及び八三番
八五番
八六番一及び八六番二
八七番から八九番まで
九〇番一及び九〇番二
九一番一及び九一番二
九一番四から九一番七まで
九二番から九五番まで
五三七番及び五三八番
九六番
九七番一及び九七番二
九八番から一〇九番まで
字アゼチ
一一〇番一
一一〇番三
一一一番から一一五番まで
一一六番一及び一一六番二
一一七番から一一九番まで
一二一番一及び一二一番二
一二三番
一四二番一
一四六番一
一四八番一から一四八番三まで
一四八番六及び一四八番七
一五〇番から一五二番まで
一五三番一から一五三番三まで
一五八番
一五九番一
五三九番三
五四〇番及び五四一番
五四二番一及び五四二番二
五四二番五及び五四二番六
五四六番一
五四九番から五五一番まで
五五二番一及び五五二番二
五五二番四から五五二番七まで
五五四番
五五七番
五五八番一及び五五八番二
一七〇番
五五九番一及び五五九番二
五五九番四

字ノビラ

○観光庁告示第十号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社北海道ジェイ・アール・サービスネット（登録研修機関第二十五号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月二十四日

観光庁長官　井手　憲文

一　代表者の氏名の変更

変更前	赤石　博明
変更後	馬場　雅史

二　変更の年月日　平成二十四年六月十八日

○観光庁告示第十一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、一般社団法人日本旅行業協会（登録研修機関第九号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月二十四日

観光庁長官　井手　憲文

一　代表者の氏名の変更

変更前	金井　耿
変更後	菊間　潤吾

二　変更の年月日　平成二十四年六月十四日

○東北地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鶴岡市由良字川原田一〇番一から同市由良字砂田八五番七まで	前	二四・二〇～八三・八〇メートル
	後	二四・二〇～八三・八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	鶴岡市由良字川原田一〇番一から同市由良字砂田八五番七まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月二十四日